

第3期但馬空港運営事業等
実施方針

令和6年9月

兵庫県

[目次]

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業に供される公共施設の名称	1
(3) 公共施設等の管理者	1
(4) 担当部署	1
(5) 事業の背景	1
(6) 事業の目的	2
(7) 事業方式	2
(8) 事業期間	2
(9) 本事業における利用料金の設定及び収受	3
(10) 本事業の業務範囲	3
(11) 運営権者に与えられる権利	8
(12) 本事業の執行に必要となる運営権者に対する支援	8
(13) 本事業の対象となる施設整備の取り扱い	9

2 特定事業の選定及び公表に関する事項	9
---------------------	---

第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業場所	10
2 対象施設	10

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

第4 公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項

第5 運営権者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方	
(1) 不可抗力	11
(2) 特定法令等変更	12
(3) 緊急事態	12

2 運営権者の責任の履行確保に関する事項

(1) 運営権者によるセルフモニタリング	13
(2) 県によるモニタリング	13

3 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 運営権の処分	13
------------	----

4 単年度計画

(1) 単年度計画の策定	14
(2) 公表	14
(3) 報告	14

5 管理水準及び調査点検等

(1) 管理水準	15
(2) 管理水準書の変更	15
(3) 調査点検等	16

6 財務情報の公告及び報告

第6 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1 契約解除の事由	
(1) 県の事由による契約解除	17
(2) 運営権者の事由による契約解除	17
(3) 不可抗力による場合の契約解除	18
2 契約解除の効果	
(1) 県の事由による契約解除の効果	19
(2) 運営権者の事由による契約解除の効果	19
(3) 不可抗力による場合の契約解除の効果	19
第7 実施契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1 法制上又は税制上の措置に関する事項	19
2 財政上又は金融上の支援に関する事項	19
3 その他の措置及び支援に関する事項	20
(参考)本事業の関係法令	21
別紙 但馬空港位置図	

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

但馬空港運営事業等（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の名称

但馬飛行場（以下「本空港」という。）

(3) 公共施設等の管理者

兵庫県知事 斎藤 元彦

(4) 担当部署

兵庫県土木部空港政策課

住所：兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話番号：078-362-3561

電子メールアドレス：kukoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(5) 事業の背景

県は、但馬地域の高速交通の空白状態を解消し、但馬地域経済の活性化など地域活力の向上に寄与することを目的に、平成6年5月に本空港を開港した。

現在、日本エアコミューター株式会社が、ATR機（48人乗り）により、大阪国際空港（伊丹空港）～本空港間を1日2便（朝夕2往復）運航している。令和5年度の利用者数は38,732人（利用率61.3%）、東京乗継者数は過去最高値の14,702人であった。

また、本空港では、効率的な運営体制を構築し、高速交通の確保と交流人口の拡大による地域活性化を目的に、全国に先駆けてコンセッション方式による空港運営を実施している（第1期：平成27年1月～令和2年3月、第2期：令和2年4月～令和7年3月）。

コンセッションの導入後、経営の効率化、利用者数の拡大、空港の魅力向上の取組等を進めるなど、一定の成果が現れており、本空港は交流の拠点として高い潜在能力を有している。本空港は、首都圏をはじめ全国各地と短時間で移動できる長距離の交通の拠点であり、中距離交通を担う鉄道、さらには高速道路等と共に、但馬地域における幅広い交通需要に対応している。また、災害時の防災拠点として、緊急物資や傷病者の航空搬送のため、兵庫県地域防災計画における「但馬広域防災拠点」、そして臨時医療施設、いわゆるSCUとしての機能も有している。

人口減少下にある但馬地域において、交流人口拡大による地域活性化を図るために、県民に愛される空港であることが不可欠である。そのために県と運営権者は、普段から県内の企業、自治体、関係機関等と協力し合える関係を強化し、①但馬の多彩

な観光資源のPR、②大都市圏と関係が深い地元企業等への働きかけを行うなど、更なる航空機利用の促進に取組み、県内消費額増加に向けた空港運営を行う必要がある。

このような背景から、第2期事業終了後も、より民間のノウハウを活かした空港運営を行うべく、県は第3期事業について検討を行っている。

(6) 事業の目的

第2期事業が終了後の令和7年4月以降においても、滑走路など空港基本施設とターミナルビル施設、駐車場など空港周辺施設の一体的運用により、民間の能力を活用した効率的な運営体制を構築し、但馬地域における高速交通の確保と、交流人口拡大による地域活性化を図る。

(7) 事業方式

本事業は、民活空港運営法に基づく地方管理空港特定運営事業であり、同法第10条の規定により、本事業を実施する者として選定された民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が県から民間資金法第16条に規定する公共施設等運営権（以下「運営権」という。）の設定を受けて運営権者となる。運営権者は、県との間で民間資金法第22条に規定する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、実施契約に従って、本事業を実施する。

また、県は、運営権者に対し、「第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」に示す県空港用地及び空港用地内のターミナルビル等の建物、現在本空港において使用されている本事業に関連して必要となる物品（以下「本事業関連物品」という。）を実施契約に記載する条件で無償貸付する。

なお、貸付期間は、「第1-1-(8)事業期間」に示す事業期間とする。

(8) 事業期間

ア 事業期間

事業期間は、実施契約に定める事業開始日から5年を経過する日が属する年度末までとする。

なお、運営権の存続期間※は、運営権が設定された日から事業期間終了日までとする。

※ 存続期間：事業期間に本事業の実施に要する準備期間を含めたもの。

イ 事業期間の延長

運営権者が県に対して、若しくは県が運営権者に対して、事業期間終了日の1年前の応当日までに、書面により、期間延長を希望する旨の意思表示を行った場合、県と運営権者との協議の上、県または運営権者が希望する期間（5年以内）だけ、事業期間を延長することができる。

(9) 本事業における利用料金の設定及び収受

ア 料金の設定

運営権者は、①民活空港運営法第2条第6項第1号に規定する着陸料等については、各法律の定めるところに従い、必要な届出等を行い、②航空運送事業者やテナント等からの施設賃貸料等その他各種料金については、関係法令に基づく手続きに従った上で、運営権者が定めることができる。

なお、利用料金の額は、原則として、「兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例」別表第1から別表第3に掲げる料額を基準額とし、当該基準額に0.5から1.5を乗じて得た額の範囲内で、運営権者が県に届け出るものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

イ 料金の収受

利用料金は、運営権者が収受する。

(10) 本事業の業務範囲

本事業の業務範囲は以下の項目とする。なお、本事業に係る業務は、第三者に委託して実施することができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書、管理水準書、その他の文書において定める。

ア 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）

（ア） 空港基本施設等の維持管理業務

- ・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の維持管理（補修、更新等）業務
- ・ 構内道路等、上下水道施設等の維持管理（補修、更新等）業務

（イ） 空港基本施設等の運営業務

- ・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等の管理運用・保守業務
- ・ 構内道路等、上下水道施設等の管理運用・保守業務
- ・ 雪氷調査及び滑走路、誘導路、エプロン等の除雪業務
- ・ 飛行場面の保守・点検業務（スポットの運用業務、鳥獣対策業務等）
- ・ 制限区域の安全管理業務
- ・ 障害物管理業務（制限表面の管理、空港周辺における新たな開発の監視等）
- ・ 飛行場情報提供業務
- ・ 気象観測業務
- ・ 空港警備業務（巡回点検、機器による監視業務等）
- ・ 空港消防業務
- ・ 空港救護業務

（ウ） 着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条、空港法第13

条) 並びにその収受

ただし、以下の場合においては着陸料等を收受しないものとする。

- ・ 県が指定する者が使用するとき
 - ・ 離陸後、天候不良等の理由により再度着陸のため利用しようとするとき
- 着陸料等について国土交通大臣に届出を行う際は、県への届出も行う。

イ 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）

(ア) 空港航空保安施設の維持管理業務

- ・ 航空保安無線施設等これらに付随する電気施設の維持管理（補修、更新等）業務
- ・ 航空灯火及び付随する電気施設の維持管理（補修、更新等）業務
- ・ 昼間障害標識の維持管理（補修、更新等）業務

(イ) 空港航空保安施設の運営業務

- ・ 航空保安無線施設等これらに付随する電気施設の運用・保守業務
- ・ 航空灯火及び付随する電気施設の運用・保守業務

(ウ) 空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣への届出（民活空港運営法第12条第2項、航空法第54条）[県にも届出] 並びにその収受

ウ 環境対策業務

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）」に係る騒音測定業務に対する協力

エ その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）

(ア) 運営権者が実施義務を負う事業・業務

a 空港供用規程の策定、公表及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第13条、空港法第12条）

(a) 記載内容

空港供用規程には、以下の内容を記載するものとする。

- ・ 運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項
- ・ サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項
- ・ 空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項

(b) 手続き

空港供用規程の策定に当たっては、以下の手続きを行うこととする。

- ・ 空港の運用時間は、県と協議の上、設定する。
- ・ 空港供用規程は、県と事前協議の上、国土交通大臣へ届出を行う。

なお、県は、策定された空港供用規程について、著しい利用者利便の低下が認められるときは、変更を命ずることができる。

b 空港機能管理規程の策定及び国土交通大臣への届出（民活空港運営法第 12 条第 1 項、航空法第 47 条の 2）

(a) 記載内容

空港機能管理規程には、以下の内容を記載するものとする。

- ・ 空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項
- ・ 空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項
- ・ 空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項

(b) 手続き

空港機能管理規程の策定に当たっては、県と事前協議の上、国土交通大臣へ届出を行う。

c 空港用地の管理

- ・ 県空港用地の管理業務
- ・ 県又は県が指定するその他の者への空港用地貸付業務

本事業の業務に支障のない範囲において、新たに県が使用することとなる空港用地については、実施契約に定めるところに従い、運営権者が県に対して無償で使用させるものとし、県が指定するその他の者についても県が指定した条件で使用させるものとする。

- ・ 国土交通省、N T T、電力会社等への空港用地貸付業務

運営権者が運営開始後第三者との間で新たに空港用地の貸付契約を結ぶ場合には、県に対して転貸承認申請書及び転借人の誓約書並びに株主名簿を提出し、承認を得なければならない。

d ターミナルビル・事業者棟・空港レストラン事業

- ・ 航空運送事業者に対する施設貸付業務
- ・ テナント等に対する施設貸付業務
- ・ 会議室貸出業務
- ・ 警備業務
- ・ バス停、タクシースタンド、標柱等への施設貸付業務
- ・ 旅客取扱業務（便益施設等の提供）
- ・ その他ターミナルビル等を用いたサービス提供業務
- ・ 施設の維持管理業務
- ・ 上記に附帯する一切の業務

本事業の業務に支障のない範囲において、新たに県が使用することとなる施設については、実施契約に定めるところに従い、運営権者が県に対して無償で使用させるものとし、県が指定するその他の者についても県が指定した条件で使用させるものとする。

e 旅客取扱施設利用料を設定する場合、国土交通大臣への上限認可申請（空港

法第 16 条第 1 項)、上限の範囲内の利用料の設定及び届出(空港法第 16 条第 3 項) [県にも届出]、公表(空港法第 16 条第 5 項)並びにその收受

f 格納庫事業

- ・ 格納庫の運営業務
- ・ 施設の維持管理業務

g 空港公園、航空機展示場、展示航空機及び附帯施設の管理

- ・ 施設の維持管理業務

h 駐車場事業

- ・ 駐車場の運営業務
- ・ 施設の維持管理業務

i 航空機給油関連事業

- ・ 航空機給油サービス業務
- ・ 施設の維持管理業務

j 空港の利用促進事業

- ・ 空港と但馬地域と但馬地域周辺観光地等を結ぶ二次交通改善や住民生活維持の「融合」を目指した公共交通網の再構築、空港の P R 等空港の利用促進、航空需要拡大に向けて、県及び関係地方公共団体(但馬地域と但馬地域周辺市町や観光協会)等と連携して行う業務

k 協議会への参画(民活空港運営法第 13 条)

- ・ 運営権者は、空港法第 14 条に定める協議会を構成する一員となる。空港管理者が空港法第 14 条第 1 項に定める協議(空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議)を実施する旨を運営権者に通知したときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならず(同条第 4 項)、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない(同条第 6 項)。

(イ) 運営権者が任意で行う事業・業務

運営権者は、関連法令を順守し、空港機能を阻害せず、暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を行うことができる。

(ウ) 利用料金の設定及びその收受

その他附帯する事業に関して利用料金を設定し、收受することができる。

才 関係機関との協定等

これまでに県または現運営権者が他の自治体・事業者等と締結している協定等について、承継することとする。なお、該当する協定等は、以下のとおりである。

	名 称	相 手	協定期間
1	但馬飛行場不法侵入事案等発生時における警察官の制限区域への立ち入りに関する協定	豊岡南警察署	H25. 1. 23～期限なし
2	豊岡南警察署との確認事項	豊岡南警察署	H23. 8. 30～期限なし
3	兵庫県立但馬飛行場のセキュリティに関する申合わせ	豊岡南警察署	H24. 11. 1～期限なし
4	豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定	豊岡市消防本部	H26. 12. 10～期限なし
5	兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書	公立豊岡病院組合立豊岡病院	H29. 2. 1～期限なし
6	飛行場内事業所等との協力協定	全但バス㈱ (一財)航空機安全運航支援センター	H26. 12. 19～期限なし
7	地方管理空港等における補用品協定書	福島空港事務所、能登空港管理事務所、富士山静岡空港(株)、関西エアポート神戸(株)、鳥取空港ビル(株)、岡南飛行場管理事務所、岡山空港管理事務所、山口宇部空港事務所、佐賀空港事務所、天草空港管理事務所	H28. 3. 31～期限なし
8	但馬飛行場に係る航空気象情報の提供及び情報の相互連絡並びに機器の保守に関する申し合わせ	大阪航空局大阪空港事務所	R5. 3. 23～期限なし
9	但馬飛行場の気象情報配信に関する協定	大阪管区気象台	H6. 4. 28～期限なし
10	但馬飛行場の航空気象情報の送受信に関する申合せ	関西航空地方気象台	R5. 5. 15～期限なし
11	但馬空港運用時間外における業務支援依頼	第八管区海上保	H12. 8. 14～

	について	安部美保航空基地	期限なし
12	公立豊岡病院ドクターへリの空港利用等について	公立豊岡病院	H24.4.1～期限なし

※ 1・2・3の豊岡南警察署は、豊岡警察署が継承している。

※ 県と但馬空港ターミナル株式会社間で締結している「大規模災害時における航空機燃料の供給等の協力に関する協定」についても承継する。

(11) 運営権者に与えられる権利

県は、運営権者に対して本事業に必要な権利として以下に記載したものを与える。

ア 運営権

- ・ 空港用地
- ・ 「第1-1-(10)本事業の業務範囲」ア及びイ、エに関連して運営権者が使用する滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、航空保安無線施設、対空通信施設、航空灯火、昼間障害標識、空港用地内のターミナルビル等の建物、道路・駐車場、排水施設、消防水利施設、場周柵、消防除雪車庫、除雪車庫、道路・駐車場照明、電源局舎、電源局舎内機器、電線路等に設定される権利

イ 任意事業を行う権利

- ・ 「第1-1-(10)本事業の業務範囲」に定めた「運営権者が任意で行う事業・業務」を行うことができる。

ウ 空港用地等を使用する権利

- ・ 「第1-1-(7)事業方式」に規定する実施契約に基づく空港用地及び空港用地内の建物、本事業関連物品を使用する権利

(12) 本事業の執行に必要となる運営権者に対する支援

県は、「第1-1-(10)本事業の業務範囲」のうち、県による財政支援の対象となる下表の事業実施に要する経費（運営権者が任意で行う事業・業務及び収益業務（テナント等に対する施設貸付業務、会議室貸出業務）を除く）から、下表に示す収入分を減算した額（支援額※）を基本として支援する。

※ 支援額：前年度の收支状況に応じて、毎年度の予算の範囲内で定める。

なお、運営権者の経営努力を促し、県民サービスの向上を図るため、下表に示す事業実施により、県からの支援額を含めた収入が経費を上回る場合、その収益の2分の1の額を運営権者の収入として認めるが（経費が支援額を下回る場合、支援額と経費の差額は精算）、暴風、豪雨、豪雪、洪水、落盤、落雷、地震、火災、その他の自然災害（以下、「自然災害」という。）によるものを除き、損失が生じた場合は、運営権者の負担とする。

県による財政支援の対象となる事業	経費負担から減算する収入
1) 空港運営事業（空港基本施設の維持管理、運営）	左に附帯する収入
2) 空港航空保安施設運営事業（空港航空保安施設の維持管理、運営）	・着陸料 ・停留料
3) 環境対策業務	・土地使用料
4) ターミナルビル等空港周辺施設運営事業（ターミナルビル等空港周辺施設の維持管理、運営、ただし収益業務※を除く）	・給油料 ・給油手数料
※ 収益業務：テナント等に対する施設貸付業務、会議室貸出業務	

(13)本事業の対象となる施設整備の取り扱い

ア 施設整備の実施主体

施設整備を実施する場合の実施主体は、下表のとおりとする。

なお、県が公益上の理由で必要であると判断した整備については、県が実施主体となることがある。

また、運営権者が維持管理・機能の拡充を実施したときに生じた所有権は、県の書面による承諾がある場合に限り、県に無償で帰属する。

実施主体	整備内容
運営権者	<ul style="list-style-type: none"> 空港基本施設及び空港航空保安施設（滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、ローカライザー等）の部分的補修、更新のための整備 ターミナルビル等空港周辺施設（ターミナルビル、駐車場、レストラン等）の部分的補修、更新のための整備
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記施設の機能の拡充 ○ 滑走路端安全区域（R E S A）の整備、滑走路の延伸、ターミナルビルの建替等

イ 運営権者が設置する施設

- 運営権者が施設の新築・増改築等の投資を実施した場合において、県が本空港の運営上、将来においても必要と判断し、事業期間終了時に県又は県の指定する第三者へ所有権移転を想定するものについては、当該投資の完成時に県を買主とする売買の一方の予約契約を締結すると共に、この契約に基づく不動産の所有権移転について仮登記を行うものとする。
- なお、移転時は、県側又は県の指定する第三者側の評価専門家及び運営権者側の評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに譲渡額を決定する。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

公共施設の運営等が効率的かつ効果的に実施できる場合に、本事業を特定事業として

選定し、公表する。

第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業場所

本事業の事業場所は、航空法第46条に基づき告示（平成6年運輸省告示第232号）された但馬飛行場の空港用地及びターミナルビル用地、空港レストラン用地、事業者棟用地、その他空港周辺施設用地とし（以下「空港用地」という。）、所在地等は以下のとおりである。

所在地：兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺

本事業の対象となる範囲：別紙 但馬空港位置図参照

2 対象施設

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。

ア 空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン等）

イ 空港航空保安施設（航空保安無線施設、対空通信施設、航空灯火、昼間障害標識）

ウ ターミナルビル（航空旅客取扱施設、事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設、送迎施設、見学施設等）

エ 事業者棟

オ 空港レストラン

カ 格納庫

キ 航空機展示場、展示航空機及び附帯施設

ク 空港公園及び公園内施設

ケ 給油施設

コ 道路（空港用地内の道路）・駐車場（空港利用者用、従業員用等）

サ 上水道管及び戸牧地区汚水管へつながる下水道管

シ 空港用地（本事業における定義は「第2公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項」1事業場所に記載。）及び上記各施設に附帯する施設（土木、建築、機械、電気施設等）

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

県は、令和6年3月から4月にかけて、公開によるサウンディング型市場調査を実施した。その結果、参入意向を示したのは但馬空港ターミナル株式会社のみであった。よって、本空港の運営に係る事業を特定事業として選定した場合、運営権者として、但馬空港ターミナル株式会社を指名する。

第4 公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項

県と運営権者が締結する実施契約には、以下の事項を定める。

1 業務の内容

- 2 公共施設等運営権の設定及び契約の履行
- 3 事業者の資金調達等
- 4 許認可及び届出等の手続
- 5 費用負担
- 6 環境対策等
- 7 保険
- 8 施設等の貸付等
- 9 本事業対象施設等への整備等
- 10 公共施設等の利用に係る約款等
- 11 関係機関との協定等
- 12 事業計画書
- 13 運営等の業務の開始
- 14 事業報告書
- 15 調査点検等の実施
- 16 運営収入の取扱い
- 17 損害賠償
- 18 契約の変更及び解除
- 19 保全義務
- 20 契約終了に際しての処置
- 21 権利の譲渡制限
- 22 その他必要な事項

第5 運営権者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が發揮されるように、実施契約に特段の定めがない限り、原則として運営権者が負うものとするが、以下、例外的に県がリスク負担することがある場合を列挙する。

詳細は、実施契約において示す。

(1) 不可抗力

ア 不可抗力

県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、豪雨、地滑り、地震、火災その他の自然災害又は騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等、実施契約に定める一定の要件を満たした事象を不可抗力とする。

イ 保険への加入

運営権者は、事業期間中、実施契約において県が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、これを上回る保険に運営権者が任意に加入することを妨

げるものではない。

ウ 不可抗力発生時の対処

(ア) 県による施設復旧措置を必要とする場合

県は、不可抗力が発生した不可抗力による運営権設定対象施設への物理的な損害につき復旧の必要性がある場合、県による運営権設定対象施設の復旧等（以下「施設復旧措置」という。）を行う。県は、運営権者と協議の上、県による施設復旧措置の必要性の有無を判断し、運営権者に対して通知する。

県は、事業再開までの間、運営権者の実施契約上の義務の履行を一時的に免責することができる。なお、県は、運営権者との協議により不可抗力からの復旧スケジュールを決定し、実施契約上の義務の履行を再開する日時を決定する。

(イ) 県による施設復旧措置を必要としない場合

不可抗力によっても、県による施設復旧措置を必要としないと県が認定した場合は、運営権者がすべての施設の回復の義務を負う。施設の回復に一定期間を要する場合においては、運営権者からの申し出により、運営権者は県と次の内容について協議を行うことができる。

- a 事業再開までの間、県が運営権者の契約上の義務の履行を一時的に免責すること。
- b 不可抗力の影響が長期間継続する場合であって、事業の前提とする環境が大きく変化していると県が認めた場合、県が必要に応じて実施契約の見直しを行うこと。

(2) 特定法令等変更

事業期間中に、運営権者若しくはビル施設事業者のみ、民活空港運営法に基づく公共施設等運営権の主体にのみ、又は本空港のみに適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす法令等の変更（以下「特定法令等変更」という。）が行われ、運営権者に損失が生じた場合は、県が当該損失を補償する。

(3) 緊急事態

事業期間中に本空港の安全な運営が阻害されるおそれのある事態等実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、本空港を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要（以下「緊急事態」という。）が生じたとき、県は、運営権者に対して事業の停止を命じ、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、運営権者は、県が本空港において実施する事業・業務に協力しなければならない。

2 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、管理水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリングを行う予定である。

管理水準が達成されていないことが判明した場合は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる。なお、モニタリングの内容は以下を基本とする。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、本事業の実施に関しセルフモニタリングを行い、その結果を適切に保存するものとする。

運営権者は、セルフモニタリングの方法及び結果について、年度ごと及び県の求めに応じて隨時、報告書を作成して提出するものとする。

(2) 県によるモニタリング

県は、運営権者が管理水準を充足する運営を行っているか確認するためモニタリングを実施する。モニタリングにあたって、県は、(1)の運営権者によるセルフモニタリング結果についての各報告書を参考にしつつ、その他各種資料請求等の必要と認められる調査を実施し、管理水準の達成状況を確認すると共に、決算資料（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書等）等を基に経営状況を確認し、評価する。

モニタリングの結果、管理水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、県は改善計画の提出を命じ、これによっても一定期間の間に是正が認められない場合には、県は、実施契約の解除を行う場合がある。

3 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

①譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること

②譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

4 単年度計画

運営権者は、実施契約に基づいて以下の計画を策定し、公表するものとする。

(1) 単年度計画の策定

運営権者は、事業期間開始日の30日前までに、事業期間開始日以降、同日から最初の事業年度の終了日までの間の本事業に係る単年度計画を県に提出する。単年度計画には、事業の内容とその収支について記載する。初回の提出以降は、運営権者の各事業年度開始日の30日前までに、当該年度についての単年度計画を県に提出する。運営権者は、単年度計画を変更したときは、速やかに県に対して提出する。

なお、運営権者が以下の航空法において定める重要な変更に該当する整備等を実施しようとするときは、単年度計画に記載した上で、単年度計画の当該整備部分について、県による承認を得るとともに（重要な変更以外の変更を加えた場合は、県及び国土交通大臣に届出）、空港機能管理規程などを変更し、国土交通大臣へ届け出るものとする（航空保安無線施設の変更については、必要に応じて総務大臣の承認も得るものとする）。

- ・ 滑走路、着陸帯の長さ、幅又は強度の変更
- ・ 誘導路の幅又は強度の変更
- ・ エプロンの拡張（増設含む）及び縮小又は強度の変更
- ・ 航空灯火の灯質、光度又は光柱の範囲の変更
- ・ 航空灯火の配置及び組合せの変更
- ・ 航空灯火に係る制御装置の構造若しくは回路又は定電流回路の変更（灯質、光度その他灯火の光学的特性に影響を与える場合に限る）
- ・ 航空灯火に係る制御装置の増設又は電源装置の増設
- ・ 航空保安無線施設による電波のコースの方向の変更
- ・ 航空保安無線施設の設置位置の変更
- ・ 航空保安無線施設の構造の変更
- ・ 航空保安無線施設の送受信設備の方式の変更
- ・ 航空保安無線施設に係る送受信装置の構造及び回路の変更（周波数、空中線電力、識別符号の変更その他航空保安無線施設の電気的特性に影響を与える場合に限る）
- ・ 航空保安無線施設の送受信装置及び電源設備の増設

(2) 公表

運営権者は、単年度計画について県の承認後、速やかにその概要を運営権者のホームページ上で公表する。

(3) 報告

運営権者は、単年度計画を県に提出後、その実施状況について、「第5-5 管理水準及び調査点検等」、「第5-6 財務情報の公告及び報告」に定める各種報告書の中で報告するほか、県からの求めに応じて隨時報告する。

5 管理水準及び調査点検等

(1) 管理水準

県は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な航空輸送に資する運営を行うことが確保されること、環境対策が適切に実施されること、及び、事業継続が確保されることを管理水準として定める。なお、管理水準書の体系は以下のとおりである。

本業務の範囲		具体的な管理水準事項	対応する管理水準書
一	I 全体	用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等	1. 総則
1)、 2)	II 空港運営事業 及び空港航空 保安施設運営 等事業	空港基本施設等に関する管理水準	3. 1 空港基本施設等の維持管理に係る管理水準 3. 2 空港基本施設等の運営に係る管理水準
		空港供用規程	2. 1 空港供用規程の策定
		空港機能管理規程	2. 2 空港機能管理規定の策定
3)	III 環境対策事業	環境対策事業に関する水準	4. 1 環境対策に係る管理水準
4)	IV その他附帯する事業	空港用地内のターミナルビル等の建物に関する水準	5. 1 ターミナルビル施設等の維持管理に係る管理水準 5. 2 ターミナルビル施設等の運営に係る管理水準
		駐車場に関する管理水準	6. 1 駐車場等の維持管理に係る管理水準 6. 2 駐車場等の運営に係る管理水準
		空港の利用促進に関する水準	7. 1 利用促進に係る管理水準

(2) 管理水準書の変更

県は、法令等の変更によって管理水準書の内容を変更する必要がある場合には、これを運営権者に通知するとともに、管理水準書を変更する。

また、運営権者は、管理水準書の変更について県に協議を申し入れることができる。この場合、法令等に反しない限り、両者で合意した範囲において管理水準書を変更することができる。

(3) 調査点検等

ア 法定の調査点検等

- ・ 本事業における民活空港運営法及び民間資金法、空港法、航空法に基づく調査点検等は以下のとおりである。
- ・ 運営権者は、下記の事項について調査点検等の結果をまとめ、国へ報告する際には、県に対してもこれを提出する。

根拠法	適用対象	事象	対応（根拠規定）	
民間資金法	運営権者	公共施設等運営事業の適正を期するため	報告徴収、実地調査、指示	民間28
		実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等	運営権取り消し・行使停止	民間29
航空法	運営権者	保安上の基準に従った管理義務	定期検査(年2回以内)	民活12、航47
		空港機能管理規程の策定	届出・変更命令	民活12、航47の2
		航47～47の3、54条の施行の確保に必要があるとき	報告徴収、立入検査	民活12、航134
空港法	運営権者	空港供用規程の策定	届出・変更命令	民活13、空12
		着陸料等の設定	届出・変更命令 変更	民活13、空13
		空港供用規程、着陸料に係る規定の施行に必要な限度	報告徴収、立入検査	民活13、空32
		空港法の目的を達成するため必要があるとき	指導、助言、勧告	民活13、空33
		旅客取扱施設利用料の設定	上限認可、届出、変更命令	空16

(注) 「民間」は民間資金法、「民活」は民活空港運営法、「航」は航空法、「空」は空港法を指す。

※ その他の関係法令に基づく調査点検等は別途実施される。

イ 運営権者による調査点検等

- ・ 運営権者は、空港機能管理規程等の基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、県または国からの提出要請があった場合には速やかに提出する。
- ・ 運営権者は、ターミナルビル等の運営のうちサービスに関する事項を運営権者のホームページ上で公表する。
- ・ 運営権者は、下記の事項については調査点検等の結果をまとめ、県に対してこれを提出する。

	名称	頻度	備考
1	空港管理状況報告書	毎月	
2	無線関係施設管理月報	毎月	
3	灯火施設等の保守に関する報告	毎月	予備品の在庫、障害灯・受配電設備・発電機の点検結果

6 財務情報の公告及び報告

運営権者は、会社法第440条第1項から第3項の定めにより、定時株主総会後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。また、毎事業年度の末日から3ヵ月以内に、下記情報を県に提出するものとする。

- ・ 会社法第435条第2項に定める計算書類
- ・ 会社法第435条第2項に定める事業報告
- ・ 会社法第435条第2項に定める上記の附属明細書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

第6 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 契約解除の事由

(1) 県の事由による契約解除

ア 県の任意による契約解除

県は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他県が必要と認める場合には、6ヵ月以上前に運営権者に対して書面通知することにより、実施契約の全部または一部を解除することができる。

イ 県の責めに帰すべき事由による契約解除

県の責めに帰すべき事由により、県が実施契約上の重大な義務に違反し、運営権者から60日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は県の責めに帰すべき事由により実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、県に対し、解除事由を記載した書面で通知することにより、実施契約を解除することができる。

(2) 運営権者の事由による契約解除

ア 県は、次の事由が発生したときは、催告することなく実施契約を解除することができる。

(ア) 運営権者の責めに帰すべき事由により実施契約上の義務の履行が不能になったとき。

(イ) 運営権者が破産したとき。

(ウ) 県が指定した期間までに本事業を開始しなかったとき。

- (エ) 運営権者が本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (オ) 運営権者が本事業に関する法令の規定に違反し、その影響が重大なとき。
- (カ) 運営権者の役員のうちに次のいずれかに該当する者があることが判明したとき。
 - a 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - c 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - d 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - e 運営権者が運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
 - f 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

イ 県は、次の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面で通知することにより、直ちに実施契約を解除することができる。

- (ア) 運営権者が実施契約上の誓約事項に違反したとき。
- (イ) 運営権者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき。
- (ウ) 運営権者が本事業に関する法令の規定に違反したとき。
- (エ) 運営権者が管理水準を満たさない状態を継続するなど、運営権者の責めに帰すべき事由により本事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態（調査点検等の結果、業務是正勧告又は命令が出されたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合を含む。）が発生したとき。

(3) 不可抗力による場合の契約解除

不可抗力により、実施契約の履行を一時的に停止している間に、運営権者による事業の再開が困難となった場合は、県は実施契約を解除する。

2 契約解除の効果

(1) 県の事由による契約解除の効果

ア 原状回復

- 運営権者が、空港用地に設置した施設については、売買の一方の予約契約を締結していた施設を除き、撤去しなければならない。
- 運営権者が実施したターミナルビル等の建物に対する造作等については、実施契約締結時の原状に回復しなければならない。ただし、県の書面による承諾があるときは、設置した造作等を県に帰属することができる。

イ 損失補償

- 県の任意による契約解除の場合、又は県の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、県は損失の補償を行う。

(2) 運営権者の事由による契約解除の効果

ア 原状回復

- (1)-アと同じ。

イ 損害賠償

- 運営権者の事由によって契約が解除された場合には、県が被った損害の額を運営権者に損害賠償請求することができる。

(3) 不可抗力による場合の契約解除の効果

ア 原状回復

- (1)-アと同じ。

イ 損害賠償

- 自然災害の発生による契約解除の場合は、互いに損害賠償は請求しない。

第7 実施契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

実施契約等の解釈について疑義が生じた場合、県と運営権者は誠意をもって協議する。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上又は税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上又は金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当って国又は関係団体等から財政上及び金融上の支援

を受けることができる可能性がある場合、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるよう努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当って必要な許認可等について、県は必要に応じてその取得に協力する。また、法令の改正等により、運営権者がその他の支援を受けることができる可能性がある場合、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるよう努める。

(参考) 本事業の関係法令

(1) 法令

- ① 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）
- ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ③ 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）
- ④ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ⑤ 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号）
- ⑥ 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）
- ⑦ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）
- ⑧ 固有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
- ⑨ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ⑩ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ⑪ 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
- ⑫ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑬ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑮ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑯ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ⑰ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑱ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑲ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑳ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ㉑ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ㉒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ㉓ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ㉔ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ㉕ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ㉖ じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- ㉗ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ㉘ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ㉙ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ㉚ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ㉛ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ㉜ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ㉝ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ㉞ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

- ⑯ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ⑰ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ⑱ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ⑲ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑳ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ㉑ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ㉒ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ㉓ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ㉔ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ㉕ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ㉖ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ㉗ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- ㉘ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ㉙ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ㉚ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ㉛ その他関係法令

（2）条例・規則

- ① 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例
- ② 兵庫県立但馬飛行場管理規則
- ③ その他兵庫県関係条例・規則

（3）基準等

- ① 陸上空港の施設の設置基準と解説
- ② 空港土木施設設計要領（施設設計編、舗装設計編、構造設計編、耐震設計編）
- ③ 空港土木工事共通仕様書、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書、航空灯火・電気施設工事共通仕様書及びこれらに記載されている基準、要領、指針等
- ④ 空港内の施設の維持管理指針等
- ⑤ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ⑥ 空港機能管理規程に係る航空局通達
- ⑦ その他関係基準

但馬空港位置図

